

(監 査)

第 3 1 条 会計は、6ヶ月に1回、または監事の求めにより随時監査を受けなければならない。

2 本会の決算は、会計監査を経て報告し、承認を得なければならない。

第 6 章 補 足

(細 則)

第 3 2 条 本会の運営に必要な細則および規定は、役員会に諮って、委員会の議決を経て、会員の周知の上定めることができる。

2 細則を制定改廃したときは、これを次期総会に報告しなければならない。

第 7 章 会則の改正

(会則の改正)

第 3 3 条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数以上の賛成がなければ改正することができない。また、改正案は、総会の日より7日前までに会員に知らせなければならない。

第 8 章 付 則

第 3 4 条 この会則は、平成 2 7 年 4 月 1 日からこれを実施する。

改定 平成 1 9 年 4 月 2 8 日

改定 平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日